2023 年度 国家一般職本試験（専門試験［多肢選択式］） 講評 その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率※
1	政治学	政治思想	4	A
2		政治体制	2	C
3		選挙制度	3	A
4		福祉国家	1	A
5		各国の選挙制度	2	A
6	行政学	組織理論	4	C
7		人的資源管理	1	C
8		政策過程	5	C
9		我が国の中央政府と情報化	3	B
10		政策評価	2	A
11	憲　法	表現の自由	5	A
12		社会権	2	A
13		財産権	4	A
14		国会	5	A
15		内閣の権限・事務	2	A
16	行政法	行政基準	3	A
17		情報公開法	1	B
18		処分性	4	A
19		取消訴訟における仮の救済	3	B
20		国家賠償法２条	3	A
21	民　法（総則・物権）	信義則・権利濫用の禁止	2	B
22		権利能力なき社団	2	A
23		所有権	1	C
24		質権	4	B
25		譲渡担保	3	A
26	民　法（債権・親族・相続）	保証	5	C
27		弁済	1	A
28		委任・寄託	2	A
29		不当利得	2	B
30		相続額の計算	5	C
31	ミクロ経済学	需要の所得弾力性	5	A
32		操業停止点	1	A
33		シュタッケルベルク均衡	2	B
34		期待効用	3	A
35		ゲーム理論	1	A
36	マクロ経済学	乗数理論	2	B
37		ＩＳ－ＬＭ分析	4	B
38		ライフサイクル仮説	1	A
39		成長理論	3	A
40		マンデル＝フレミング・モデル	4	A

講評

【政治学】 昨年と同様に易化傾向が続いたといえる。No.１「政治思想」では、正解肢のヘーゲルに関する説明が基本的であるので、正解率が高いことが予想される。No.２「政治体制」では肢５の「資源の呪い」というキーワードに戸惑う多くの受験生がいたことが想像されるが、このようなKマスター政治学に掲載されていない見慣れないキーワードは、ほぼ誤りであるので、正解肢のハンチントンをピンポイントで選択してほしいところである。No.３「選挙制度」、No.４「福祉国家」、No.５「各国の選挙制度」のいずれも正解肢が基本的であり、講義を丁寧に視聴すれば正答できる内容である。５問中少なくとも４問は正解してほしい。

【行政学】 行政学分野にとどまらず、経営学や政治学の知識も動員して、選択肢を吟味する「学際的科目」という印象が強く、昨年からの難化傾向は継続している。No.６は選択肢１～３が行政学の知識で容易に切れるが、肢４と肢５で迷い、コンティンジェンシー理論の知識次第で正誤が分かれる問題だった。No.７は選択肢３～５が行政学の知識で切れ、肢２のＰＳＭの文章のうち「感情」に違和感があれば、肢１を選択できよう。No.８は選択肢３・４が耳慣れないものだが、肢５の「非決定権力」は政治学では頻出項目であるので、政治学履修者には容易であった。No.９は選択肢１・４・５が行政学の知識で切れ、肢２の公文書管理法について、過去問で複数回解いたことがある受験生は「全ての行政文書の廃棄禁止」に違和感を抱き、肢３を消去法で選択できただろう。No.10「政策評価」は最も容易であり、肢２（３つの評価方式）の段階で正解を判断できなければならない問題である。

【憲　法】 全５問中、人権３問、統治２問という例年どおりの構成であった。No.11 は、表現の自由全般にわたり判例の知識を聞いているが、どの判例も既出であり、正解率は高い。No.12 の社会権は、旭川学テ事件、伝習館高校事件、三井美唄炭鉱労組事件など教育の自由と労働基本権に関する判例の知識を聞いている。これらは有名判例なので、正解しやすい。No.13 は、財産権全般にわたり判例の知識を聞いている。森林法事件、農地改革事件、河川附近地制限令事件などは既出であり、これも正解しやすい。No.14 の国会では、国会法の条文知識を聞く記述があるが、会期不継続の原則が国会法に規定されていることを知っていれば（記述ウ）、他の記述との比較で正解に達しうる。No.15 の内閣では、内閣の権能を選択させる内容となっているが、国務大臣訴追の同意権は内閣総理大臣の権能であることを思い出せば、消去法で正解できる。例年どおり平易であり、高得点を狙える内容といえる。

【行政法】 全５問中、行政事件訴訟法から２問出題されており、異例といえる。No.16 では、肢２など正誤に悩む肢もみられるが、行政規則は行政組織の内部規範であること（肢３）を思い出せれば、正解しうる。No.17 は、情報公開法の基礎的な条文知識を聞いているが、同法の行政機関とは国の行政機関であること（記述ア）、不開示決定は「行政庁の処分」であるから当然に取消訴訟を提起しうること（記述イ）を知っていれば、正解しうる。No.18 は、処分性の有無について判例の知識を聞いているが、どれも既出であり、正解率は高い。No.19 では、執行停止に関する基本的知識を聞いている。肢３の判例を知らなくても、他の肢は比較的平易であり、消去法で正解しうる。No.20 は、国家賠償法２条責任に関する判例の知識を聞いているが、どの判例も既出であり正解率は高い。例年どおり平易であり、過去問を繰り返し解いてきた受験生は、高得点を得ることができたと思われる。

【民法（総則・物権）】 各分野の出題数は、例年同様、総則２問、物権３問だった。また、出題形式は、全５問が組合せ問題だった。各問題を概観すると、No.22、No.25 は、基本的な判例の知識を問う問題であるから、これらは確実に正解したい。これに対して、No.21、No.24 は、国家一般職では未出の条文（348 条・360 条など）・判例（最判昭 59.9.18 など）を問う記述が含まれていたため、正解率はあまり高くなかったが、他の試験種の過去問も含めて解いていた受験生であれば、消去法で正解肢を絞り込めたはずである。また、No.23 は、他の試験種では既出の判例（最判平 2.11.20、最判昭 39.1.24）を問う記述ア、エの正誤の判断を迷った受験生が多かったようであり、正解率がかなり低かった。民法①については、近時の民法改正で新設された条文や、他の試験種の過去問も幅広く押さえておくべきだろう。

【民法②（債権・親族・相続）】 各分野の出題数は、例年同様、債権総論２問、債権各論２問、家族法１問だった。また、出題形式は、組合せ問題が４問、単純正誤問題（ただし、相続額の計算問題）が１問だった。各問題を概観すると、No.27、No.28 は、基本的な条文の知識を問う問題であるから、これらは確実に正解したい。また、No.29 は、正解率があまり高くなかったが、記述イ～エで問われている判例（最判平 19.3.8、最判昭 49.9.26、最大判昭 45.10.21）は過去問でも既出だから、それほど難しくない。これに対して、No.26 は、正解率がかなり低いが、基本的な条文（446 条２項、454 条、457 条１項）の知識を問う記述ア～ウの正誤を判断できれば、消去法で正解肢を絞り込めたはずである。また、No.30 は、最近あまり出題されていない相続額の計算問題だったため、正解率がかなり低かった。民法②についても、近時の民法改正で新設された条文や、他の試験種の過去問も幅広く押さえておくべきだろう。

【ミクロ経済学】 No.31 は需要の所得弾力性を求める計算問題である。同様の形式で需要の価格弾力性を求める問題は、出題例が多いが需要の所得弾力性を求める問題は出題頻度がかなり少ないと言える。しかし、問題集に類題が掲載されているので、準備してきた受験生にとって解答し易かったと考えられる。No.32 は操業停止点を求める計算問題である。他の試験種でも比較的、出題頻度が高い論点であり、ほとんどの受験生にとって解答し易かったと考えられる。No.33 はシュタッケルベルク均衡を求める計算問題である。問われているのが生産量ではなく利潤であることを見落とさなければ、解答できたと考えられる。No.34 は期待効用に関する計算問題である。基本的な計算問題であり、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。No.35 はゲーム理論に関する問題である。典型的な戦略形ゲームの問題であり難易度は低かった。全体としては、近年、ミクロ経済学では、比較的難易度の高い問題が出題されることもあったが、今年は、比較的解答しやすい問題が多く、難易度はやや低いと考えられる。

【マクロ経済学】 No.36 は乗数理論に関する計算問題である。応用レベルの問題と言えるが、２つの政策について、消費量の増加が等しくなるような減税幅が問われていて、問題文の条件通りに国民所得の増加分を求めてから、消費の増加分を求めていけば解答できる。No.37 はＩＳ－ＬＭ分析に関する文章題である。基本的なレベルの問題であるが、記述Ｄのケースにおいて ＩＳ曲線が右方シフトすることが理解できているかどうかが正答できるかどうかの分かれ目となっていた。No.38 はライフサイクル仮説に関する計算問題である。題意を正確に読み取ることができれば計算自体は易しい。No.39 は成長理論に関する計算問題である。見慣れない経済モデルであったが、解法自体はシンプルであり、問題文の条件をよく読めば十分解答できると考えられる。No.40 はマンデル＝フレミング・モデルに関する文章題である。固定相場制、変動相場制のそれぞれ場合における財政政策、金融政策の効果が問われる基本的な問題であり、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。全体としては、例年並みの難易度と考えられる。No.36、No.37 が正答できていたかどうかによって差がつくこととなった。

※ 正答率（Ａ：60%以上，Ｂ：40%以上 60%未満，Ｃ：40%未満）は，ＬＥＣ公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/20 時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は，ＬＥＣ公務員 Web サイトの専用ページ（https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/）にてご案内しています。

LEC東京リーガルマインド 公務員試験対策 複写・頒布を禁じます

0001112227361
KL22736